

茨城県学校生活協同組合の皆さまへ

教職員向け

公務員賠償責任保険のご案内

(「職務関連行為に起因して提起される民事訴訟補償特約」セット)



「職場で安心して働いて
いただくために」

この保険は茨城県学校生活協同組合を保険契約者とし、組合員を加入者（被保険者）とする公務員賠償責任保険の団体契約です。

ご加入要領

保険期間（ご契約期間）

平成29年4月1日午後4時～平成30年4月1日午後4時

被保険者（補償の対象となる方）

茨城県学校生活協同組合に所属する職員（公務員）の方々※

※以下の方々はこの保険の補償の対象となりませんのでご注意ください。

- 特別職の方々（ただし、教育長、定年再雇用嘱託、臨時任用の職員の方は加入できます）

申込締切日

平成29年3月17日（金）（必着）

手続き方法

加入申込票に必要事項をご記入の上、締切日までに学校生活協同組合事務局までご提出ください。
前年同一補償内容で継続加入の方は自動継続扱いとなりますので加入申込票の提出は不要です。

保険料払込方法

保険料は平成29年6月に指定口座より引き落としさせていただきます。

茨城県学校生活協同組合

[引受保険会社] あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

あいおいニッセイ同和損保の 公務員賠償責任保険の5つの特長(安心)



ポイント 1 民事調停・住民監査請求も対応 安心!

住民訴訟（第1段階訴訟、第2段階訴訟）だけでなく、業務に基づく行為に起因して提起された民事訴訟、民事調停、住民監査請求も保険金のお支払対象となります。

ポイント 2 地方自治法第243条の2第3項にも対応 安心!

保管使用している公金や公共物を、職員の故意または重大な過失により、破損、汚損してしまった際に、その職員自ら賠償しなければならないという法律です。行政処分として職員の賠償責任が認められる場合の賠償命令を対象とします。

ポイント 3 過去の公務に対する訴訟も 安心!

加入日より前に公務員の業務として行った行為に起因して、保険期間中に損害賠償請求された場合は補償対象となります。
(ただし、加入日時点でご自身が認識していた事案を除きます) (公務員賠償責任保険追加特約)

ポイント 4 退職後も5年間は 安心!

退職等により継続契約（翌年度の契約）に加入されない場合であっても、解約・解除等が行われずにこの保険契約が満了したときには、この保険期間の終了日から5年間以内に提起された訴訟（この保険期間が終了する以前の行為に起因する訴訟に限ります）を特約によって補償します。（損害賠償請求期間延長特約）

ポイント 5 派遣(出向)先の業務も補償 安心!

法令に基づき派遣（出向）された場合、派遣先の業務も補償します。

住民訴訟例

校長懇親会開催のため支出した経費の返還を求める住民訴訟が提起された。

敷地の一部を民間企業に貸与したところ、住民の意思確認を怠ったと貸与差し止めの住民訴訟が提起された。



民事訴訟例

部活の練習中、生徒が体調不良を訴えた。その後熱射病で死亡。自治体に加え、部活顧問の教師及び校長にも損害賠償請求がなされた。



個人情報を誤って開示した為、プライバシーを侵害されたとして訴訟が提起された。

(注) 実際のお支払いは、保険金のお支払対象事案毎に、免責事項（保険金をお支払いできない場合）に該当するか否か等を個別に判断の上決定します。

保険金をお支払いする主な場合・お支払いの対象となる損害の範囲・ お支払いする保険金の額

保険金をお支払いする主な場合

公務員としての職務遂行に起因して、次のいずれかに該当する請求または訴訟がなされたことにより、公務員個人が被る損害に対して、保険金をお支払いします。^{*}

- 住民訴訟…地方自治法第242条の2第1項第4号（地方公共団体の執行機関・職員に対する住民の請求訴訟）、同第242条の3第1項または第2項（地方公共団体（長）からの職員に対する請求（訴訟））に定める請求
- 住民監査請求…住民監査請求により、監査委員から勧告がなされた場合の地方自治法第242条第9項に規定する措置に基づく損害賠償請求等
- 行政処分による賠償命令…地方自治法第243条の2第3項に規定する命令
- 民事訴訟…上記によらない、民法第709条・第415条等に基づく請求（民事調停含む）

*訴訟に至らない段階での和解や示談等の場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

お支払いの対象となる損害の範囲

①法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、料金、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類するものを含みます）の加重された部分および被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。

②法律上の返還金

不当利得返還請求がなされた場合の、法律上返還すべき金額

③争訟費用

被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます）によって生じた費用（被保険者または記名法人の職員の報酬、賞与または給与等を除きます）で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したものをおいいます。

お支払いする保険金の額

特約に別の規定がある場合を除き、損害の額の合計額が、一連の損害賠償請求につき保険証券記載の免責金額を超過する場合にかぎり、その超過額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額を、保険金としてお支払いします。ただし、すべての被保険者に対してお支払いする保険金の額の合計で保険証券記載の支払限度額を限度とします。

支払限度額（ご契約金額）と年間保険料

		タイプ	プラン1	プラン2	プラン3	プランS
民事訴訟+住民訴訟						
支 払 限 度 額 (保 険 期 間 中)	民事訴訟 (職務関連行為に起因して提訴される民事訴訟補償特約)	損害賠償金 (免責金額なし)	1億円	1億円	3,000万円	3億円
		争訟費用 (免責金額なし)	1,000万円	1,000万円	300万円	3,000万円
支 払 限 度 額 (保 険 期 間 中)	住民訴訟	損害賠償金 (免責金額なし)	1億円	100万円	100万円	3億円
		争訟費用 (免責金額なし)	1,000万円	10万円	10万円	3,000万円
保険料（1年間）			7,940円	6,090円	4,200円	9,960円

初期対応費用

全てのプランに初期対応費用補償特約がセットされています。

支払限度額 (1事故・保険期間中)

500万円
※対人見舞金は被害者1人あたり3万円が限度

* 損害賠償金および争訟費用は、それぞれ1被保険者ごとの支払限度額です。

* これらの支払限度額は、一連の損害賠償請求および保険期間中の限度額です。

* また、これらの支払限度額は、民事訴訟および住民訴訟を各々合算した金額となります。

* 記載の保険料は、被保険者（補償の対象となる方）が500名以上1,000名未満（団体割引10%適用）にて試算しております。ご契約開始の際被保険者の総数が500名未満または1,000名以上になった場合は、保険料を変更させていただきます。

保険金をお支払いできない主な場合

1. 次のいずれかに該当する損害賠償請求等に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません（次のいずれかに該当する事由または行為が、実際に生じたまたは行われていたと認められる場合に限ります。また、その適用の判断は被保険者ごとに個別に行われます）。

- ①被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求等
- ②被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯は除きます）に起因する損害賠償請求等
- ③法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）行った行為に起因する損害賠償請求等
- ④被保険者に給料、俸給、各種手当、報酬等の給与その他給付が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求等
- ⑤被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、公社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求等
- ⑥他人に対する違法な利益供与に起因する損害賠償請求等
- ⑦被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求等
- ⑧公務員（法令の規定により公務員とみなされる者を含みます）に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求等
- ⑨供應接待（懇親会、歓談会その他名目を問いません）、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求等
- ⑩工事請負契約または不動産売買契約が違法に締結されたことに起因する損害賠償請求等
- ⑪地方自治法に定める寄附または補助を行ったことに起因する損害賠償請求等
- ⑫地方自治法に定める地方税、分担金、使用料、加入金もしくは手数料の賦課または徴収を違法に怠っていることに起因する損害賠償請求等

など

2. 次のいずれかに該当する損害賠償請求等に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません（実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、これらの事由または行為があつたとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求等がなされた場合にも、保険金をお支払いできません）。

- ①初年度契約の保険期間の開始日より前に、記名法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求等
- ②この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求等がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求等
- ③この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求等の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求等
- ④直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償請求等
- ⑤直接であると間接であるとを問わず、地震、噴火、洪水、高潮または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求等
- ⑥被保険者が行う医療行為に起因して発生したその医療行為の対象となる者の身体の障害についてなされた損害賠償請求等
- ⑦自動車、原動機付自転車、航空機もしくは船舶・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償請求等
- ⑧モラルハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント、採用ハラスメント等をいいます）に起因する損害賠償請求等
- <セクシャルハラスメントまたはパワーハラスメントに起因する損害賠償請求等に関わる争訟費用については保険金をお支払いします>
- ⑨差別的行為に起因する損害賠償請求等
- ⑩不当な逮捕、投獄、暴行等に起因する損害賠償請求等
- ⑪日付または時刻を含むすべてのデータ、情報、プログラム等の設定、変更、認識、配列もしくは処理またはこれらの試行等が正しく行われなかつたことに起因する、または関連する損害賠償請求等
- ⑫特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号権または著作権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求等
- ⑬採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求等
- ⑭（被保険者が教職員の場合）いじめ、体罰、しごきに起因する損害賠償請求等
- <いじめ、体罰、しごきに起因する損害賠償請求等に関わる争訟費用については保険金をお支払いします>

など

ご注意

- この保険は、「公務員賠償責任保険普通保険約款」「公務員賠償責任保険追加特約」「職務関連行為に起因して提起される民事訴訟補償特約」「損害賠償請求期間延長特約」および各々の「特約」で構成されています。
- 公務員賠償責任保険普通保険約款・特約集、保険証券は、保険契約者（茨城県学校生活協同組合）に交付されます。
- このパンフレットは「公務員賠償責任保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、引受保険会社にお問合せください。
- 特段のお申し出のない限り、翌年度以降も今年度ご加入プランと同一の補償内容にて継続されます。

【保険会社破綻時の取扱い】

- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。
- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

【複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）】

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください※。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

【お客さまに関する情報の取扱い】

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

●個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人 日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することができます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。

<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

万一、事故が発生した場合の手続き

- 万一事故が発生した場合は、遅滞なく茨城県学校生活協同組合事務局または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。
- 公務員賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

お問合わせは

内容に関するお問合わせはお気軽にどうぞ！

引受保険会社：

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

茨城支店 水戸第二支社

住所：〒310-0803

茨城県水戸市城南3-11-14

あいおいニッセイ同和損害保険水戸ビル4F

TEL：029-224-2367

担当：平岡

募集団体：茨城県学校生活協同組合

住所：〒310-0852

茨城県水戸市笠原町978-46

茨城教育会館1階

TEL：0120-663-648(フリーダイヤル)